

せたがや

消費生活センターだより

2018年
(平成30年)
6月号
No.218

p.2~3 食料・食品の「もったいない」をなくそう!

p.4 気をつけよう! 高齢者の家庭内事故

p.5 不用品の買い取りのトラブルが増加

p.6 高齢者見守り通信



消費生活に関する消費者からのさまざまな相談を専門の相談員がお受けいたします!

世田谷区消費生活センター
相談窓口のご案内

相談専用電話 ☎ 3410-6522

高齢者(65歳以上)消費者被害

相談専用電話 ☎ 5486-6501

相談日時

月曜~金曜(電話・来所) 午前9時~午後4時30分
土曜(電話のみ) 午前9時~午後3時30分

※祝日・12月29日~1月3日を除く

それにも関わらず、私たちは大量の食品廃棄を排出しているのです。今日、安価な輸入農産物の増加で、日本の農地は減少し、耕作放棄地や遊休農地が増加の一途をたどっています。世界的視野で見ると、今後、新興国の経済発展や人口増加で世界の食料は足りなくなる可能性があるだけでなく、生産可能な農地は地球温暖化等によってさらに減少する恐れがあります。その意味では、可能な限り有効に国内の農地を使用するとともに、無駄な食料・食品の消費をなくしていかなければなりません。

2015年、国連サミットでは2030年までの持続可能な世界を実現するための目標であるSDGs（エス・ディー・ジーズ）を掲げました。目標には、貧困や飢餓、健康・福祉、教育、エネルギー、気候変動、資源等、17のゴールが設定され、開発途上国や先進国に関わらず地球上の全ての人々が持続的に平等である社会の実現を目指すものとなっています。目標の多くは、食品ロスの削減等、私たちの食生活を見直すこととも大いに関係があるのです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



■ 私たち消費者ができる具体的な行動とは？

最も大切なのは、「もったいない」気持ちを忘れずに、可能な限り食品廃棄を出さない意識や行動です。食品を買いすぎない、作りすぎないことはもちろんのこと、調理技術面での工夫や保存方法の習得、消費期限や賞味期限のチェック、食品衛生の正しい知識や味覚を鍛えることも廃棄の抑制につながります。さらに、人や地域との関わりを大切に、地産地消・都産都消を実践することは、地域の農業を守ることや食料自給率向上への期待につながり、輸送で使用する多量のエネルギーの節約、環境への負荷を軽減することができます。やむを得ず出てしまった食品廃棄は、各地方自治体の決まりに従って、正しいごみ分別の徹底を心がけましょう。また、区民として協力できることとして「フードドライブ」があります。家庭で使用されずに眠っている食品（賞味期限は1か月以上が必須）を様々な理由で食事に不自由している人へ届ける取り組みです。Think globally, Act locally（広い視野で考え、足元から行動しよう）の精神で、できることから始めてみませんか。

気をつけよう！ 高齢者の家庭内事故

日常生活には、多くの危険が潜んでいます。とくに高齢になると、ちょっとした不注意が大きなケガにつながることもあります。高齢者は、家庭内での事故が多いため、家の中にいるからといって油断はできません。今回は、高齢者の家庭内での事故事例と事故防止の工夫をご紹介します。

事故から身を守るために、日頃から周囲の環境を整えておきましょう。

◆家庭内での転倒に注意◆

高齢者は、筋力の低下やバランス能力の低下など、さまざまな身体機能の衰えが進みます。そのため、いままでは転ばなかったところでも、容易に転倒してしまうことがあります。



★こんな事例が……！！

- ・電気カーペットのコードの部分に足を引っかけて、転倒した。(80代前半)
- ・フローリングの上に敷いたカーペットの端がめくれており、それに足を引っかけて転び、膝をひねった。(90代前半)
- ・畳とフローリングの間に3cm程度の段差があり、つまずいて転倒、足をくじいた。(70代前半)
- ・階段を降りていて、スリッパが滑った。(70代前半)
- ・階段の最後に一段を踏み外して転倒した。(70代前半)

〈こんな工夫をしています！！〉

各家庭で行われている工夫をご紹介します。

- ・床でつまずかないように、部分的な敷物は敷かないようにする。
- ・玄関マットや敷物の下には滑り防止シートを敷く。
- ・ドア枠の段差をスロープ化する。
- ・電源コードを歩く範囲に這わせないようにする。
- ・滑りにくい室内履きに替える、階段ではスリッパを履かない。
- ・階段や廊下の段差が見えやすいように、蛍光（蓄光）テープなどを貼る。

◆家庭内での熱中症に注意◆

家の中にいても熱中症になる事故が報告されています。

高齢者の場合、室温が上がった際の対応が遅れてしまうこともあるので注意が必要です。

★こんな事例が……！！

- ・エアコンの冷暖房のスイッチを間違えていて熱中症になりかけた。(80代前半)
- ・エアコンが故障していて使用できず熱中症になりかけていたが、暑さや喉の渇きに気づかなかった。(80代前半)



〈こんな工夫をしています！！〉

- ・エアコンは電気料金がそんなにかからないと伝えて、使うようにしてもらう。
- ・身近に冷水の入ったポットを常備して、気づいたら一口でも飲んでもらえるようにする。
- ・室内の温度と湿度が表示され、危険な状態がわかるような温湿度計を使用する。

(事例は東京都生活文化局消費生活部「ヒヤリ・ハット調査報告書」参考)

不用品の買い取りのトラブルが増加

相談事例

自宅に「靴や洋服などの不用品はありませんか。どんなものでも買い取ります。」と電話があった。前から使用しない靴が数足あったので、来訪してもらった。靴を出して待っていたが、靴はざっと見ただけで、「宝石はないか。見せてほしい。」と聞いてきた。断ったが、しつこく言われ、なかなか帰ってくれないので、仕方なくネックレスや指輪を見せたところ、「これを売ってほしい。」と言われた。断りたかったが、自宅には自分しかいないこともあり、怖くなって金のネックレスと指輪3点を1万円ですべて売ってしまった。今となっては、売ったことを後悔している。



消費生活センターから

不用品を買い取ると言われたので来訪を承諾したのに、強引に貴金属の売却を要求され、断りきれずに売ってしまったという相談が寄せられています。特に高齢者からの相談が多くなっています。「最初の電話は親切そうな人からだったのに、来訪したのは強引な話し方をする男性だった。」「売りたくないと言ってもなかなか帰らなかった。」などの苦情も寄せられています。

- ・事例のような訪問買い取りの場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら、特定商取引法に基づきクーリング・オフ(*)による契約の解除が可能です。
- ・契約後、クーリング・オフの期間内は業者に品物を渡さないことができます。いったん品物を渡してしまうと、第三者に転売されたりして取り戻すのが困難な場合があるので、トラブルを防ぐひとつの方法になります。
- ・クーリング・オフの期間が過ぎていても、販売方法に一定の問題があればクーリング・オフができる場合があります。
- ・少しでも疑問を感じたら、消費生活センターへご相談ください。

*クーリング・オフ：法律に定めがある取引の場合、一定期間であれば無条件で契約の解除ができる制度。

おかしいな、と思ったら消費生活センターへご相談ください。

◆世田谷区消費生活センター

相談専用電話

☎3410-6522

高齢者(65歳以上)消費者被害相談専用電話

☎5486-6501

消費生活センターからのお知らせ

高齢者の消費者トラブルを防ぐのは地域の見守りです！！

高齢者の中には、健康、お金、孤独など、さまざまな不安を抱えて生活している方がいます。このような高齢者の方々には、だまされたことに気づきにくく、トラブルにあっても誰にも言わないといった特徴があります。生活のちょっとした異変に気づくことが高齢者を消費者トラブルから守る第一歩です。

あなたの身近にお住まいの高齢者に

次のような異変のサインはありませんか？

- ・スーツ姿や作業員風の見慣れない人が家に入出入りしている
- ・外壁、屋根や床下などを、頻繁に工事している
- ・宅配便が頻繁に届く。不必要な寝具、未開封の商品が多量に置いてある
- ・銀行などで電話をしながらATMを操作している



もしかして消費者トラブルかもしれない…と思ったら、消費生活センターへ相談するよう、お声がけをお願いします！！

世田谷警察署からのお知らせ

自宅の電話は、常に留守番電話に設定を！

～被害に遭わないためには、犯人と話さない！～

着信があってもすぐに電話に出ずに、録音メッセージを確認してから、必要がある場合にのみ、折り返しの電話をしましょう！

還付金詐欺多発！

～「医療費・保険料の払い戻しがあります」は、詐欺！～

犯人は、区役所の職員を名乗り、

「医療費・保険料の払い戻しがあります。携帯電話とキャッシュカードを持ってATMに行ってください。」

等と電話をかけてきて、あなたにATMを操作させて、犯人の口座にお金を振り込ませます。

キャッシュカードをだまし取る詐欺に注意！

～警察官や区役所、銀行の職員がキャッシュカードを取りに行ったり、暗証番号を聞くことは絶対にありません！～

○警察官や銀行の職員を名乗り、

「あなたのカードが不正に利用されているようです。止める必要があるので、暗証番号を教えてください。」

○区役所の職員を名乗り、

「医療費・保険料の払い戻しがあります。ICチップの付いた新しいキャッシュカードが必要なので交換します。」

不審な電話や訪問を受けた際は、すぐに110番通報を！

警察署からのお知らせは、世田谷区内の警察署が分担して連載します。



世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分
 田園都市線「三軒茶屋駅」北口A徒歩1分
 バス すべて「三軒茶屋」バス停で下車

消費生活相談専用電話 ☎ 3410-6522

高齢者(65歳以上)消費者被害相談専用電話 ☎ 5486-6501

世田谷区ホームページアドレス <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

相談されるときは

相談は原則として、区内在住・在勤・在学の当事者ご本人からお願いします。

つぎの準備をしていただくと、相談がスムーズにすすみます。

- ①あらかじめ相談内容を簡潔にまとめておく。
- ②契約書など相談に関する資料を用意しておく。

相談日時

月曜～金曜（電話・来所）

午前9時～午後4時30分

土曜（電話のみ）

午前9時～午後3時30分

※祝日・12月29日～1月3日を除く

※混雑状況により、つながりにくい場合があります。

「消費生活センターだより」は、区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、図書館、区民センター、地区会館等で配布しています。消費生活センターの各事業は、区のホームページからご覧いただけます。